

第4部 介護保険

令和4年度 介護保険

介護保険施策	認定	事業名	予算額(千円)
		要介護認定調査	108,344
		主治医意見書作成	90,214
		介護認定審査会	44,560
	資格・賦課徴収	資格得喪、保険料賦課徴収事務	35,452
	保険給付	居宅サービス給付費	18,961,068
		地域密着型サービス給付費	4,679,807
		施設介護サービス給付費	12,177,312
		福祉用具購入費	67,326
		住宅改修費	168,768
		サービス計画給付費	2,239,488
		高額介護サービス等費	1,277,854
		高額医療合算介護サービス等費	202,531
		特定入所者介護サービス等費	1,157,016
	地域支援事業	介護予防・生活支援サービス事業	881,550
		介護予防ケアマネジメント事業	114,716
		介護予防把握事業	17,696
		介護予防普及啓発事業	46,744
		地域介護予防活動支援事業	1,832
		地域リハビリテーション活動支援事業	660
		家族介護支援事業	48,921
		成年後見制度利用支援事業	26,832
		地域包括支援センター運営事業	534,505
		在宅医療・介護連携推進事業	15,263
		生活支援体制整備事業	92,999
		認知症総合支援事業	49,803
		地域ケア会議推進事業	26,440
	趣旨普及	広報啓発	市 1,672
	利用促進	利用料補助金	市 223,608

事業予算の概要

(注) ㊦ は市単独事業

事業内容
居宅介護支援事業者等による要介護認定のための調査
要介護認定申請者における主治医意見書の作成
介護認定審査会の開催
介護保険資格の取得、喪失及び介護保険料の賦課、徴収
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が地域密着型サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者が施設サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が居宅において福祉用具を購入した場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅において住宅改修を行った場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画等の作成を依頼した場合に給付
要介護認定者等の一部負担金が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
要介護認定者等の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
所得の少ないかたの負担軽減を図るため、介護保険施設入所者等の居住費及び食費の一部を補足給付
要支援認定者等が介護予防・生活支援サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付するほか、運動教室や訪問による介護予防事業を実施
地域包括支援センターが要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを実施した場合に給付
基本チェックリストの配布・回収により、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者の把握を行う
元気な高齢者を対象に、生き生きデイサービス事業や口腔教室、老人大学など、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を図る
元気な高齢者を対象に、高齢者元気づくり推進リーダー養成事業や介護支援ボランティア事業を実施し、介護予防に係る地域における自主的な活動の育成及び支援を実施
住民主体の通いの場等ヘリハビリテーション専門職等を派遣し、地域における介護予防の取組みを総合的に支援する
失禁状態にあるかたを対象に月1回紙おむつの給付や、認知症による徘徊のおそれがあるかたを対象にQRコード付き見守りシールを給付
身寄りのない認知症の高齢者等を対象に法定後見制度の利用を支援
高齢者の総合相談窓口として、市内20カ所の地域包括支援センターにおいて、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、関係者の連携を図る
地域の高齢者のため元気な高齢者やNPO、社会福祉法人等と連携しながら、多様な生活支援サービス体制の充実・強化を図る
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症のかたやその家族のかたを支援できる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて研修等を実施し、認知症ケアの向上を図る
医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等から地域課題を把握し、解決に必要な資源開発や地域づくりにつなげる地域ケア会議を推進
介護保険制度等パンフレット作成
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、所得の低いかたに利用者負担金の一部を補助

第 1 章 介護保険

第1章 介護保険

第1節 被保険者の状況

1 第1号被保険者の推計（第8期介護保険事業計画値）

各年10月1日現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上	139,634人	139,810人	140,133人

2 要支援・要介護認定者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

各年9月末現在

要介護度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	2,418人	2,514人	2,604人
要支援2	2,561人	2,663人	2,757人
要介護1	5,570人	5,797人	6,006人
要介護2	4,716人	4,915人	5,104人
要介護3	3,469人	3,618人	3,763人
要介護4	3,015人	3,154人	3,290人
要介護5	2,432人	2,541人	2,646人
計	24,181人	25,202人	26,170人

3 居宅サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	4,389人	4,621人	4,891人
訪問入浴介護	324人	341人	360人
訪問看護	2,409人	2,524人	2,635人
訪問リハビリテーション	384人	402人	419人
居宅療養管理指導	4,608人	4,864人	5,119人
通所介護	4,933人	5,163人	5,378人
通所リハビリテーション	1,401人	1,463人	1,524人
短期入所生活介護	944人	996人	1,052人
短期入所療養介護(老健)	171人	180人	192人
福祉用具貸与	8,613人	9,105人	9,477人
特定福祉用具購入費	172人	180人	187人
住宅改修費	134人	138人	146人
特定施設入居者生活介護	1,767人	1,869人	1,945人
居宅介護支援	12,926人	13,530人	14,098人
計	43,175人	45,376人	47,423人

4 地域密着型サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98人	104人	108人
夜間対応型訪問介護	10人	13人	16人
地域密着型通所介護	2,211人	2,309人	2,401人
認知症対応型通所介護	146人	165人	175人
小規模多機能型居宅介護	95人	118人	124人
認知症対応型共同生活介護	594人	612人	627人
地域密着型特定施設入居者生活介護	20人	20人	20人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	97人	97人	97人
看護小規模多機能型居宅介護	4人	15人	18人
計	3,275人	3,453人	3,586人

5 施設サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	2,408人	2,499人	2,594人
介護老人保健施設	928人	940人	959人
介護医療院	78人	78人	133人
介護療養型医療施設	46人	46人	0人
計	3,460人	3,563人	3,686人

第2節 財政状況

1 令和3年度決算

(単位：円)

歳入	決算	歳出	決算
介護保険料	9,405,070,365	総務費	830,511,420
国庫支出金	8,574,017,162	保険給付費	37,275,205,525
国庫負担金	6,935,742,432	介護サービス等諸費	34,690,480,833
国庫補助金	1,638,274,730	介護予防サービス等諸費	614,334,298
支払基金交付金	10,348,264,000	その他諸費	26,495,080
県支出金	5,986,233,998	高額介護サービス等費	848,216,657
県負担金	5,681,282,808	高額医療合算介護サービス等費	131,548,630
県補助金	304,951,190	特定入所者介護サービス等費	964,130,027
財産収入	868,442	地域支援事業費	1,695,544,347
繰入金	6,816,186,994	基金積立金	1,168,313,807
繰越金	1,531,751,365	諸支出金	375,888,869
諸収入	29,366,879	予備費	0
歳入合計	42,691,759,205	歳出合計	41,345,463,968
		歳入歳出差引額	1,346,295,237

基金保有額

(単位：円)

介護保険保険給付費等支払基金	2,411,015,578
----------------	---------------

第3節 保険料の状況

1 第8期（令和3年度から令和5年度）の第一号被保険者保険料（年額）

所得段階	令和3年度から令和5年度
第1段階	19,840円
第2段階	31,900円
第3段階	49,620円
第4段階	60,250円
第5段階	70,890円
第6段階	77,970円
第7段階	88,610円
第8段階	99,240円
第9段階	106,330円
第10段階	113,420円
第11段階	120,510円
第12段階	127,600円
第13段階	134,690円
第14段階	141,780円
第15段階	148,860円
第16段階	155,950円
第17段階	163,040円

- ・ 保険料額は、公費による減額後のものです。

2 保険料所得段階別賦課徴収状況(令和3年度決算)

所得段階	特別徴収		普通徴収		併徴	計	
	人数①	調定金額	人数②	調定金額	人数③	人数①+②-③	調定金額
	人	円	人	円	人	人	円
第1段階	19,628	363,453,640	9,811	163,690,320	1,872	27,567	527,143,960
第2段階	10,101	305,341,200	1,018	18,096,640	700	10,419	323,437,840
第3段階	9,946	468,885,540	782	21,948,265	502	10,226	490,833,805
第4段階	15,175	876,314,210	4,500	216,608,028	792	18,883	1,092,922,238
第5段階	16,550	1,145,620,970	685	27,235,187	424	16,811	1,172,856,157
第6段階	17,146	1,288,737,240	2,807	155,201,793	785	19,168	1,443,939,033
第7段階	6,592	562,866,470	884	58,245,340	221	7,255	621,111,810
第8段階	8,994	854,078,470	1,698	119,467,680	426	10,266	973,546,150
第9段階	5,237	533,063,120	1,374	106,653,112	303	6,308	639,716,232
第10段階	3,428	375,603,900	872	72,825,090	166	4,134	448,428,990
第11段階	2,431	283,329,500	637	55,879,192	120	2,948	339,208,692
第12段階	1,640	202,001,460	486	45,303,738	97	2,029	247,305,198
第13段階	1,134	147,472,200	370	37,001,270	63	1,441	184,473,470
第14段階	747	102,141,700	212	22,247,250	47	912	124,388,950
第15段階	990	140,960,450	318	35,630,260	70	1,238	176,590,710
第16段階	1,002	150,217,880	348	41,564,570	51	1,299	191,782,450
第17段階	2,250	350,318,870	838	108,475,470	145	2,943	458,794,340
計	122,991	8,150,406,820	27,640	1,306,073,205	6,784	143,847	9,456,480,025
過年度賦課	—	—	957	11,030,845	—	957	11,030,845
合 計	122,991	8,150,406,820	28,597	1,317,104,050	6,784	144,804	9,467,510,870
収納額	8,150,406,820		1,207,639,115		—	9,358,045,935	
収納率	100.0%		91.7%		—	98.8%	

※併徴とは、年度途中で徴収方法（特別徴収・普通徴収）の切り替えがあることです。

第４節 保険給付

１ 保険給付サービスの種類と内容

☐介：要介護１～５ ☐予：要支援１・２のかたが利用可能なサービスです。

（１）居宅サービス

サービス名	概 要
訪問介護 (ホームヘルプ) ☐ 介	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。 ※介護予防訪問介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスに移行しました。
訪問入浴介護 ☐ 介 ☐ 予	看護師、介護士が居宅を入浴車等で訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護 ☐ 介 ☐ 予	主治医が必要と認めた場合、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション ☐ 介 ☐ 予	主治医が必要と認めた場合、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 ☐ 介 ☐ 予	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス) ☐ 介	定員が１９名以上の通所介護施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護や支援、心身の機能維持等のための機能訓練等が受けられます。 ※介護予防通所介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスに移行しました。
通所リハビリテーション (デイケア) ☐ 介 ☐ 予	主治医が必要と認めた場合、介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等による、リハビリテーションが受けられます。
短期入所 (ショートステイ) ☐ 介 ☐ 予	○短期入所生活介護 介護老人福祉施設等へ短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。 ○短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練、必要な医療等が受けられます。
特定施設入居者生活介護 ☐ 介 ☐ 予	有料老人ホームやケアハウス等に入居しているかたが、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。

サービス名	概 要
福祉用具貸与 介 予	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 (マットレス、サイドレール等) ・床ずれ防止用具 (エアーマット等) ・体位変換器 ・手すり (工事を伴わないもの) ・スロープ (工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト (つり具部分を除く) ・自動排泄処理装置 ※要支援1・2及び要介護1のかたは原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは利用できません。 ※要支援1・2及び要介護1～3のかたは原則として、自動排泄処理装置の利用はできません。(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)
福祉用具販売 介 予	排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。 同一年度内10万円を上限として購入費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。 ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 ・排泄予測支援機器

(2)住宅改修費の支給

サービス名	概 要
住宅改修費 介 予	手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します。 20万円を上限として改修費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。 (住宅改修費支給の対象となる住宅改修の範囲) ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの改修に付帯して必要な改修

(3) ケアプランの作成

サービス名	概 要
介護予防支援 予	介護予防サービスの適切な利用が可能となるよう、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
居宅介護支援 介	介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：居宅介護支援事業所

(4) 介護保険施設サービス

サービス名	概 要
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介	ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかが入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練や療養上の世話等が受けられます。 ※原則として要介護3以上のかた
介護老人保健施設 介	病状が安定しているかたに対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーション等を行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。
介護療養型医療施設 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための介護施設の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

(5) 地域密着型サービス

サービス名	概 要
夜間対応型訪問介護 介	夜間の定期的な巡回、又は利用者からの連絡によって居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護サービスを行います。
認知症対応型通所介護 介 予	認知症のかたを対象に、専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護 介 予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせる多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介 予	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。 ※要支援1のかたは利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。 ※原則として要介護3以上のかた
地域密着型特定施設入居者生活介護 介	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 介	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
地域密着型通所介護 介	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

2 介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用するとき、費用の1割から3割を利用者が負担する。

また、施設サービスの場合、食費や居住費、日常生活費も負担する。

(1) 在宅サービスの費用のめやす

在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	限度基準単位	支給限度額のめやす	利用者負担（月額）
要支援1	5,032単位	50,320円	支給限度額の範囲内で原則としてサービスにかかった費用の1割から3割を負担する。
要支援2	10,531単位	105,310円	
要介護1	16,765単位	167,650円	
要介護2	19,705単位	197,050円	
要介護3	27,048単位	270,480円	
要介護4	30,938単位	309,380円	
要介護5	36,217単位	362,170円	

※川口市内の事業者については、1単位の単価はサービスの種類により10円から10,42円までの幅あり

(2) 施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の利用者負担

サービス費用の1割から3割	+	食費	+	居住費	+	日常生活費
---------------	---	----	---	-----	---	-------

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費は全額利用者の負担。

食費	食材料費＋調理コストに相当する費用	
居住費	施設の利用代（減価償却費）＋光熱水費等に相当する費用	
日常生活費	理美容代や消耗品、教養娯楽費等の費用	
基準費用額 （1日あたり）	食費	1,445円
	居住費	ユニット型個室 2,006円
		ユニット型個室的多床室 1,668円
		従来型個室 1,668円 ※1
		多床室 377円 ※2

※1 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の基準費用額は1,171円

※2 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の多床室は855円

3 利用者負担額の軽減

(1) 居宅サービス等利用者負担額の補助

介護保険居宅サービス等を利用する所得の少ないかたに対し、利用者負担額の一部を補助する。

対象者	①高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ②世帯全員が住民税非課税のかたで、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ③世帯全員が住民税非課税のかたで、②に該当しないかた （ただし、生活保護受給者・保険料滞納者を除く）	
補助率	上記①のかた	利用者負担額の10分の7
	上記②、③のかた	利用者負担額の10分の3

(2) 特定入所者介護サービス費

所得の少ないかたが施設を利用することが困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを負担する。

負担限度額（日額）

利用者負担段階		食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、80万円以下のかた	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、80万円超120万円以下のかた	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、120万円超のかた	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の額

※第2・3段階の要件である年金収入額は、非課税年金を含む年金収入額

※各段階ごとに預貯金等が一定額を超える場合は対象外

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合（生活保護受給者を除く）

第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者は各段階ともに預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は対象外

（３）高額介護サービス費

利用者負担額（月額）が世帯合算で一定の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される。

対象者		上限額（世帯合計）
現役並み所得者	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
	課税所得380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1,160万円）未満	93,000円
市民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満		44,400円
世帯全員が住民税非課税のかた		24,600円
- 課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた - 高齢福祉年金の受給者		15,000円

（４）高額医療合算介護サービス費

医療費と介護費の両方で支払った1年間の負担が一定の上限額を超えた場合、払い戻される。

（8月1日から翌年7月31日までの1年間分を合算する。）

所得 (基礎控除後の 総所得金額)	70歳未満のかた	70歳以上のかた、後期高齢者医療制度で医療を受けるかた		
901万円超	212万円	課 税 所 得	690万円以上	212万円
			380万円以上 690万円未満	141万円
			145万円以上 380万円未満	67万円
600万円超901万円以下	141万円	一般		56万円
210万円超600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ		31万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ※		19万円
住民税世帯非課税	34万円			

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

第5節 要介護認定者の状況

1 要介護認定申請状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）（単位：件）

	新 規	区分変更	更 新	計
件数	7,236	2,180	10,335	19,751
構成比	36.6%	11.1%	52.3%	100.0%

2 介護認定審査会 任期 2年 要介護・要支援の審査判定 委員 24合議体 120人 開催回数 493回（令和3年度）

3 要介護度判定状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）（単位：件）

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	特定疾病 非該当	計
件数	74	1,567	1,347	2,930	2,662	2,352	1,960	1,813	0	0	14,705
構成比	0.5%	10.7%	9.2%	19.9%	18.1%	16.0%	13.3%	12.3%	0.0%	0.0%	100.0%

4 要介護認定者内訳（令和4年3月末）（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	2,489	2,455	5,527	4,480	3,431	2,946	2,143	23,471
第2号被保険者	43	58	141	133	127	66	88	656
計	2,532	2,513	5,668	4,613	3,558	3,012	2,231	24,127
構成比	10.5%	10.4%	23.5%	19.1%	14.8%	12.5%	9.2%	100.0%

第6節 介護保険給付状況

1 居宅サービス受給者数（令和3年度月平均） ※地域密着型サービス受給者数を含む（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	788	1,119	5,325	4,580	2,834	1,963	1,219	17,828
第2号被保険者	18	39	126	116	117	63	62	541
計	806	1,158	5,451	4,696	2,951	2,026	1,281	18,369
構成比	4.4%	6.3%	29.7%	25.5%	16.1%	11.0%	7.0%	100.0%

2 施設サービス受給者数（令和3年度月平均）（単位：人）

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	2,357	829	42	67	3,295
第2号被保険者	33	17	0	3	53
計	2,390	846	42	70	3,348
構成比	71.4%	25.3%	1.2%	2.1%	100.0%

3 居宅サービス利用者負担額補助（令和3年度決算）

	補 助 率	件 数	金 額
第1段階	利用者負担額の10分の7	0件	0円
第2段階	利用者負担額の10分の3	75,157件	207,613,411円
第3段階			
計		75,157件	207,613,411円

4 介護（介護予防）サービス給付状況（令和3年度決算）

（上段件数、下段支給額 単位：千円）

種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
訪問通所サービス	11,438	16,638	96,116	100,936	71,859	57,039	43,915	397,941
	106,265	203,287	2,469,872	3,019,193	2,682,560	2,258,294	1,902,183	12,641,653
短期入所サービス	34	58	967	1,918	3,292	2,790	1,543	10,602
	871	2,638	52,271	140,064	380,654	364,310	202,120	1,142,928
特定施設入居者生活介護	1,000	851	4,246	4,547	3,430	3,652	2,715	20,441
	55,583	79,625	683,114	820,180	682,446	787,587	641,255	3,749,790
福祉用具購入費	141	152	404	387	322	199	73	1,678
	3,545	3,795	11,250	10,968	10,384	6,104	2,705	48,751
住宅改修費	244	217	398	301	180	105	34	1,479
	26,649	22,944	36,714	27,141	15,015	9,583	3,316	141,362
居宅介護（介護予防）支援	8,047	12,305	47,855	39,868	23,571	15,123	9,257	156,026
	38,078	57,552	664,647	552,926	402,993	256,981	158,745	2,131,923
地域密着型サービス	19	72	12,620	10,472	6,932	4,363	2,812	37,290
	765	11,555	754,993	1,033,396	1,018,294	803,247	597,495	4,219,744
介護老人福祉施設			302	1,252	8,106	10,532	8,719	28,911
			63,040	288,068	2,030,113	2,810,708	2,506,380	7,698,310
介護老人保健施設			1,139	1,897	2,687	3,040	1,827	10,590
			283,552	502,322	770,544	906,026	581,659	3,044,102
介護療養型医療施設			0	1	3	166	355	525
			0	169	116	44,167	114,161	158,613
介護医療院			0	0	30	221	601	852
			0	0	8,215	81,346	238,078	327,640
計	20,923	30,293	164,047	161,579	120,412	97,230	71,851	666,335
	231,755	381,395	5,019,454	6,394,428	8,001,335	8,328,353	6,948,096	35,304,815

5 高額介護（介護予防）サービス給付（令和3年度決算）

	生活保護受給者等	住民税世帯非課税	一般世帯	現役並み所得者	計
件数	14,818件	42,830件	5,652件	3,364件	66,664件
支給額	175,315千円	496,167千円	82,365千円	94,370千円	848,217千円

6 高額医療合算介護サービス給付（令和3年度決算）

件数	3,925件
支給額	131,549千円

7 特定入所者介護（介護予防）サービス給付（令和3年度決算）

（支給額 単位：千円）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
食費分	4	6	997	2,182	7,796	8,984	6,917	26,886
	7	36	15,403	34,915	144,844	171,361	140,882	507,448
居住費分	4	6	999	2,172	7,784	9,017	7,032	27,014
	5	22	9,154	26,579	141,440	157,961	121,522	456,683

※ 上記表の支給額は、各項目千円未満四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

第 7 節 川口市介護保険運営協議会

川口市介護保険運営協議会は、川口市介護保険運営協議会条例に基づき、市長の諮問機関として設けており、介護保険事業の運営に関する重要事項について審議を行っている。

委員は、介護保険の円滑・適正な運営を図るため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者各代表により組織する。

1 委員の構成（令和 4 年度）

知識経験者	2 人
保健・医療・福祉関係者	8 人
被保険者代表	5 人

2 協議会の開催状況（令和 3 年度実績）

年 月 日	会 議 等
令和3年7月9日	第 1 回川口市介護保険運営協議会 介護保険事業の運営に関する各種報告
令和3年11月12日	第 2 回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 地域密着型サービス整備事業者の選定について